

議案第 9 号

和解について

次のとおり和解をすることについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

1 和解の相手方

神奈川県川崎市高津区末長三丁目 3 番 17 号
株式会社富士通ゼネラル
代表取締役社長 増田 幸司

2 和解の内容

- (1) 株式会社富士通ゼネラル(以下「FG」という。)は、桐生市に対し、桐生市消防救急無線デジタル化整備工事の契約に関する独占禁止法違反にかかる損害賠償として、6,800 万円の支払義務があることを認める。
- (2) FG は、桐生市議会において議決がなされたときは、桐生市に対し、その翌日を起算日として 30 日以内に、6,800 万円を口座振込により支払う。振込手数料は、FG の負担とする。
- (3) 桐生市及び FG は、本件損害賠償請求に関し、桐生市及び FG の間には本和解に定めるもののほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。

3 事件の概要

平成 20 年 5 月 13 日付け総務省告示第 291 号により全国の消防本部が一斉に実施した消防救急無線デジタル化整備において、無線の機器製造業者である FG、日本電気(株)、沖電気工業(株)、日本無線(株)、(株)日立国際電気が談合を行った。桐生市においては、平成 25 年 5 月 17 日に入札を実施し東日本電信電話(株)が落札、FG は 2 次請負(機器納入メーカー)として請負契約に関わっていた。

談合に対し、公正取引委員会が排除措置命令及び課徴金納付命令を出し、FG 以外の 4 社は命令に従ったが、FG は本措置を不服とし、東京地方裁判所へ取消訴訟を提訴。令和 6 年 3 月 21 日に最高裁が FG の上告を棄却したことで談合が確定、独占禁止法第 25 条による損害賠償請求が行える状況となったものの。

議 案 説 明

議案第 9 号 和解について

桐生市消防救急無線デジタル化整備工事に関し、談合が認定された無線機器製造業者である株式会社富士通ゼネラルに対し、本市に生じた損害の賠償請求について実情に即した解決を図るため、和解に応じるに当たり、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求めるものです。